

仕 様 書

| | | | |
|---|------|-------|-----------|
| 品名及び件名 | 除草役務 | 仕様書番号 | 第 1 1 号 |
| | | 作成年月日 | 6. 4. 1 5 |
| | | 作成部隊名 | 小舟渡通信所 |
| <p>1 履行場所 新潟県新発田市小舟町 3 丁目 2 - 1 2 自衛隊小舟渡通信所 別図「小舟渡通信所 C 地区」</p> <p>2 履行期間 令和 6 年 5 月 2 0 日から同年 1 1 月 3 0 日まで</p> <p>3 役務概要 小舟渡通信所 C 地区の除草等を実施する。</p> <p>(1) 面 積 C 地区 1 4, 1 3 0 m²</p> <p>(2) 草刈・芝刈作業及び収集・処分について ア 草刈・芝刈作業を履行期間中に 5 回（フェンス外周含む）実施する。 イ フェンス内の草屑は、毎回収集して請負業者が処分する。フェンス外周で発生した草屑の収集・処分は実施しない。 ウ 作業日程 作業ごとに、事前に小舟渡通信所担当者と協議し決定する。 次の除草剤散布についても同様とする。</p> <p>(3) C 地区除草剤散布作業 芝生の維持のため、C 地区に限り、芝生用除草剤を散布する。 ア 除草剤の種類・量 ①アージラン液剤 (1ℓ) × 1 2 本 ③クサブロック 2 5 0 g × 5 袋 イ 散布回数及び時期 小舟渡通信所担当者と調整し、期間中に 1 回散布する。</p> | | | |

4 管理事項

- (1) 本業務に必要な器材等や燃料、除草剤等の消耗品は、請負業者が用意する。
- (2) 作業場所以外の許可されていない場所への立入は禁止する。
- (3) アンテナが設置されている場所の草刈機操作については細心の注意を払うこと。
事故が発生した場合は、請負業者が責任をもって修復すること。
- (4) その他、器物等を損壊した場合は、速やかに報告し、請負業者の負担により、現状に修復するものとする。
- (5) その他、小舟渡通信所担当者の指示に従うこと。

5 提出書類

作業写真（カラー）を添付した報告書を1部作成し、作業終了後、速やかに検査官に提出すること。

- (1) 時期・部数
着手前・実施中・完了後 各1部
- (2) 撮影場所
小舟渡通信所担当者の指示による。

6 その他

本仕様書に明記のない事項、又は疑義を生じた場合については、小舟渡通信所担当者及び契約担当官と調整すること。

| | | | | | | | |
|--|----|-----------|------|--------|----------|--------------|----|
| | 図面 | 小舟渡通信所C地区 | 建物番号 | 縮尺 | 作成年月 | 図面番号 及び番号 | 別図 |
| | | | | 1/1000 | 6. 4. 15 | | |

